

高鍋町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内の飼い主のいない猫又は多頭飼育崩壊現場の猫に不妊手術を受けさせることで繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るため、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が発行するさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）の無料不妊手術チケット（以下、「チケット」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い猫 所有又は占有の意思を持つ特定の飼い主により、継続的に給餌給水等の世話をされている猫をいう。
- （2） 野良猫 特定の飼い主がなく、特定の地域に住み着いている猫をいう。
- （3） 地域猫 特定の飼い主はいるが、その猫が住み着く地域の複数の住民の協力によって、給餌給水等の世話や管理をされている猫をいう。
- （4） 地域猫活動 地域住民やボランティア団体等が、地域住民の理解を得た上で、地域に住み着いた野良猫に不妊手術を施して、繁殖を抑制し、給餌給水等の世話をし、その猫が命を全うするまで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- （5） 不妊手術 猫に対する避妊手術又は去勢手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む）をいう。
- （6） さくらねこ 不妊手術済みの目印として、耳先をさくらの花びらの形にカット（V字カット）した猫をいう。
- （7） 多頭飼育崩壊 飼い主が適正に管理・飼育できる限界を超えて猫が繁殖し、経済的・体力的に世話が不可能になる状態をいう。

（交付対象者）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、町に住所を有する者が構成員として属する、地域猫活動に取り組む団体であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 町内で地域猫活動を行う者
- （2） 多頭飼育崩壊の状況にある猫に不妊手術を行う者（多頭飼育崩壊を行っている本人並びにその同居人又はそれらの者が構成員として属する団体は除く。）

(交付の対象となる猫)

第4条 チケットの交付の対象となる猫（以下、「交付対象猫」という。）は、町内に生息する猫であって、次の各号のいずれかに該当する猫とする。

- (1) 野良猫（里親に出す予定の所有者不明猫及び飼い猫となる予定の所有者不明猫を除く。）
- (2) 地域猫として管理されている猫
- (3) 飼い猫（どうぶつ基金が実施する多頭飼育救済支援により救済が必要と認められた多頭飼育崩壊の状況にある飼い猫に限る。）
- (4) 上記以外で町長がチケットの交付を必要と認めた猫。

(チケットの交付の申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、高鍋町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 団体名簿
- (3) その他町長が必要と認める書類

(チケットの交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上でチケットの交付可否を決定し、高鍋町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(活動報告)

第7条 前条の規定によりチケットの交付を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、不妊手術終了後、速やかに高鍋町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット利用報告書（様式第4号）により町長に報告しなければならない。

2 交付決定者がチケットを利用しなかったときは、速やかにこれを返却しなければならない。

(交付決定の取り消し及びチケットの返還)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときはチケットの交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既にチケットが交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定及びその他の法令ならびにチケットの交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) この要綱の規定により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) その他のチケットの利用が著しく不適當であると町長が認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定によりチケットの交付の決定を取り消すときは、高鍋町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付取り消し通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者がチケットを利用して不妊手術を行った際は、利用決定を受けた年度の3月末までに高鍋町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット利用実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（免責）

第10条 町は、チケットの利用等に関連して生じた事故、係争等について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。